

水道料金のお支払い 忘れていませんか？

■問合せ 建設課上下水道係 ☎24-5111(内線161)



安全な水をお届けするために

安全な水を各家庭に送り続けるためには、施設の維持管理や更新などを行う必要があります。これらの費用には水道料金を充てており、**料金の未納があると事業の運営に支障が出ます**。しかし近年、水道料金の未納者増加が深刻な問題になっています。

水道料金は、使用量に応じて2カ月毎に請求しており、水道を利用するすべての方に公平に負担していただいています。料金未納に対しては、徴収にかかる経費が発生するなど、正しく納めていただいているすべての方に多大な迷惑をかけることになります。

このような不公平が生じないよう、**水道料金の納入期限内の支払いに、皆さまのご理解とご協力をお願いします**。



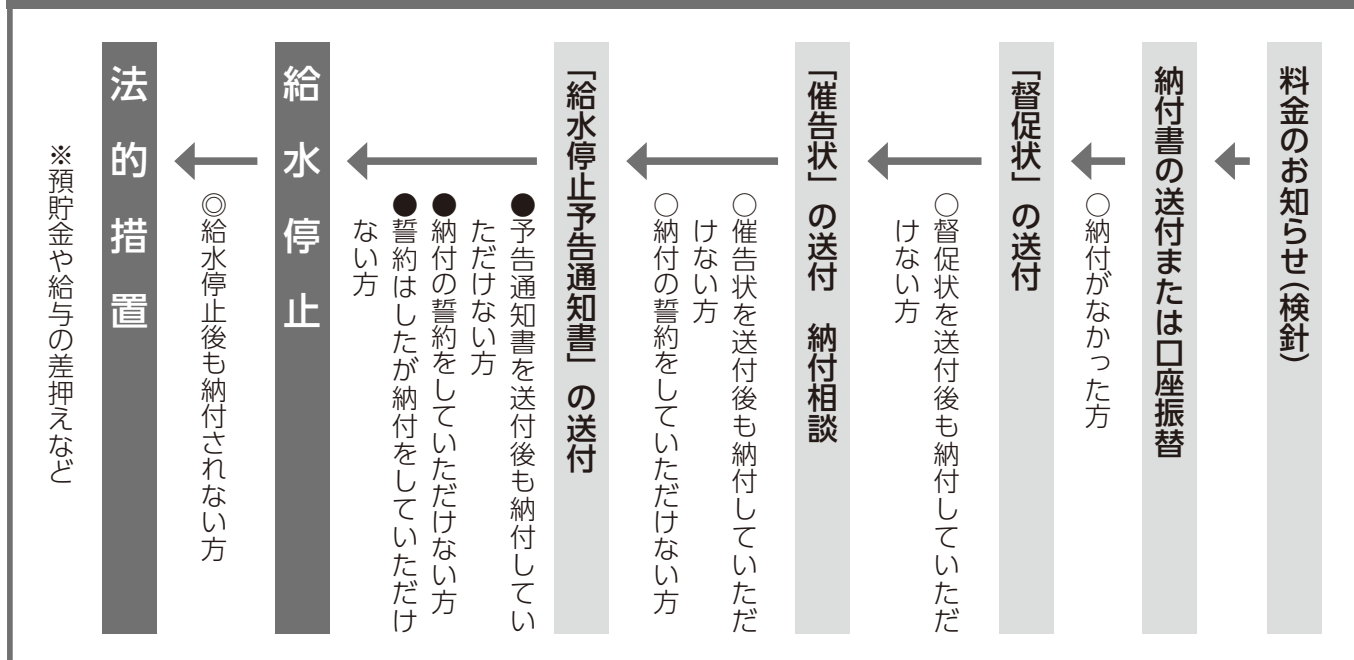
水道料金の未納対策

水道料金の支払が納入期限までになかった場合、未納者に対し下図の手順で支払いを促していきます。書面や訪問による支払いの催促に応じない未納者の場合、**給水を停止することになります**。

それでも納めていただけない場合、**最終的には法的措置を執ることになります**が、公平を期するためにやむを得ない措置であることをご理解願います。

※給水停止措置後は未納料金全額をお支払いいただかなければ、基本的に給水を再開することはできません。また、給水停止や法的措置により何らかの損害が生じても、村は一切の責任を負いません。

未納対策の手順



～ ご相談ください ～

「未納額が多額でどのように納めていけばよいか分からない」といった納付や料金についてお悩みがありましたらご相談ください。

2019年11月5日(火)からスタート! 住民票とマイナンバーカードに 旧姓(旧氏)が併記できます!

■問合せ 総務課住民係 ☎24-5111 (内線115)

旧姓(旧氏)を併記するには?

まず、住民票に旧氏を併記するための請求手続きが必要です。

- ①旧姓が記載された戸籍謄本等(本籍地の市区町村に請求し入手)を用意しましょう。
- ②用意した戸籍謄本等と一緒にマイナンバーカード(通知カード)を持って役場まで。

旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

- 各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場面で、その証明に使えます。
- 就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます。
- 旧氏での印鑑登録が可能となります。

旧氏とは?

「旧氏(きゅううじ)」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。その人に係る戸籍などに記載されています。

カードをお持ちの方は追記欄に旧姓が追記されます(記載例)

旧氏 □□ 令和元年11月5日

ここに旧姓! 入ります!

住民票にも旧姓(旧氏)欄が!

ここに旧姓! 入ります!

マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、旧姓が各種証明に使えます!



1 マイナンバーカードを作りますか

村から通知カードと一緒に送られてきた交付申請書を持っていますか?

持っていない 持っている

●ネットで交付申請書と封筒をダウンロードして郵便で申請できます。

マイナンバーカード 郵便

●役場住民係で交付申請書を再交付します。本人確認書類をお持ちください。

スマホを使いこなしている!

スマートフォンで申請

- 必要なもの
- ①交付申請書
- ②スマートフォン
- ③顔写真データ
- ※自撮り写真

パソコン作業が得意!

パソコンで申請

- 必要なもの
- ①パソコン
- ②顔写真データ
- ③申請書ID
- ※交付申請書に記載

文字を書く方が得意!

郵便で申請

- 必要なもの
- ①交付申請書
- ②封筒
- ③証明写真
- ※6か月以内に撮影したもの

自撮りが苦手...

証明用写真機で申請

- 必要なもの
- ①交付申請書
- ②写真代
- ※マイナンバー申請対応写真機に限ります

申請から約1か月後、役場から「交付通知書」が届きます!

交付通知書に記載の必要書類を持参し、マイナンバーカードを受け取りに行きましょう!